

陸中海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を改正する件

1．基準の特例制度の概要

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項に基づき、国立公園における特別地域においては、当該公園の風致を維持するため、一定の開発行為を規制し、環境省令で定める基準に適合しないものについては、許可してはならないとしている。その一方で、唯一無二の存在である自然の風致又は景観の保護のための規制内容は、地域によって様々であり、許可基準となる自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「施行規則」という。）第 11 条第 1 項から第 34 項までに掲げる基準を一律に適用することは、その自然的、社会経済的条件から判断して適当でない場合がある。このような場合において、国立公園にあっては環境大臣が認めて指定した特別地域又は特別保護地区の区域及び当該区域内において行われる行為については、環境大臣は、行為の許可基準の特例を定めることができるとしている（施行規則第 11 条第 35 項）。

2．基準の特例を定める趣旨・背景

陸中海岸国立公園においては、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により多くの地域が被災しており、特に浸水域に指定された区域では住宅の再建が不可能であり、各地で集団移転が進められている。今回の陸中海岸国立公園特別地域内への集団移転については、震災により被災した者の住宅の再建等であることから、当該地における行為の必要性は認められるが、国立公園内における集団的な造成は分譲扱いと判断され、通常の住宅の基準に比べて厳しい基準が適用され不合理が生じる。

このため、不合理が生じないように施行規則第 11 条第 35 項に規定する「その自然的、社会経済的条件から判断して、施行規則第 11 条に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でない」陸中海岸特有の事情であると認め、区域を限って基準の特例を定めることとする。

3．基準の特例の概要

震災により被災した者の住宅の再建等であることから、施行規則第 11 条第 2 項に規定する「申請に係る国立公園若しくは国定公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であって、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅」と同程度の基準となるよう、集合住宅等（施行規則第 11 条第 4 項）について、建築物の高さの制限を 10 メートル以下から 13 メートル以下に変更し、敷地面積、総建築面積の敷地面積に対する割合、総延べ面積の敷地面積に対する割合、道路等からの後退距離を要件としないこととする。また、分譲地等の造成を目的とした道路等の新築、改築又は増築（施行規則第 11 条第 9 項）について、敷地面積及び保全緑地に関する項目を要件とし、土地の形状変更等（施行規則第 11 条第 23 項）について、集団的造成及び階段状造成に関する項目を要件としないこととする。